

宮園小学校・森小学校給食調理場調理等業務委託

プロポーザル募集要領

令和7年9月29日

森町

1 目的

森町が整備し管理・運営する、宮園小学校調理場及び森小学校調理場（以下「給食調理場」という。）において、給食調理等業務を民間事業者へ委託します。

それにあたり、最新の知識と技術及び豊富な経験に基づく企画提案を複数の業者から受け、審査したうえで、委託業者を選考することを目的に、下記のとおりプロポーザル（企画提案）方式による募集を行います。

2 委託の概要

（１）委託の名称

宮園小学校・森小学校給食調理場調理等業務

（２）委託場所

施設名	宮園小学校給食調理場	森小学校給食調理場
所在地	静岡県周智郡森町谷中 6 5 0 番地	静岡県周智郡森町森 1 2 5 番地

（３）委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）

（４）委託内容

別紙「宮園小学校・森小学校給食調理場調理等業務委託仕様書」のとおり

（５）提案限度額

253,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定スケジュール

(1) 参加書類の公表	令和 7 年 9 月 29 日（月）
(2) 施設見学会申込書提出	令和 7 年 10 月 7 日（火）
(3) 施設見学会	令和 7 年 10 月 10 日（金）
(4) 募集要領等に関する質問の受付期限	令和 7 年 10 月 20 日（月）
(5) 参加表明書の受付期限	令和 7 年 10 月 20 日（月）
(6) 質問の回答	令和 7 年 10 月 24 日（金）
(7) 提案書の受付期限	令和 7 年 11 月 13 日（木）
(8) プレゼンテーション	令和 7 年 11 月 20 日（木）
(9) 審査結果通知・公表	令和 7 年 11 月下旬

4 応募資格

応募事業者は、次の要件を全て満たしていることとします。

- (1) 令和7年度森町物品製造等入札参加資格登録業者であること。
- (2) 法人格を有し、本委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 静岡県内の学校給食調理施設（共同調理場）での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設で1日1,000食以上の調理配送業務を行っていること。
- (4) 静岡県中西部に本社、支社、支店または営業所のいずれかを構え、運営管理拠点としての機能を有していること。
- (5) 過去5年以内に本社、支社、支店または営業所等を含め、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きまたは民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続中でないこと。
- (8) 最近1年間の法人税、消費税及び住民税を滞納していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (10) 万一の事故に備えて、損害賠償を確実に履行できる能力があること。

5 募集要領等の交付

- (1) 交付期間 令和7年9月29日（月）から10月20日（月）まで
- (2) 交付方法 森町ホームページにて配付

6 施設見学会

- (1) 受付期限 令和7年10月7日（火）
- (2) 日 時 令和7年10月10日（金）
宮園小学校給食調理場・・・午後3時
森小学校給食調理場・・・午後4時
- (3) 申込方法 「施設見学会参加申込書（様式第3号）」を令和7年10月7日（火）午後5時までに電子メールにて提出すること。
- (4) そ の 他 (ア) 会場の関係で、参加人数は一業者につき2名まで、車は1台までとする。
(イ) 調理室などに入室する者は、必ず検便の検査結果（直近1か月以内）を持参するとともに、清潔な白衣、帽子、上履きを持参すること。
(ウ) 見学の際は、設備機器などには手を触れないようにすること。
(エ) 見学に当たっては、職員の指示に従うこと。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年10月20日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式第2号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールで下

記メールアドレス宛に提出する。

<kyo_gakkou@town.shizuoka-mori.lg.jp>

- (3) 回 答 質問の回答書は、令和7年10月24日（金）までに、電子メールにて全応募事業者へ回答します。なお、質疑に対する回答は、応募要領等の追加または修正とみなします。

8 参加表明手続き

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式第3号）

イ 参加表明書記載の添付書類

- (2) 提出部数 各1部

*A4判を基本とし、見出しを付けて1つの綴りにする。

- (3) 提出期限 令和7年10月20日（月）午後5時まで

- (4) 提出場所 静岡県周智郡森町森1485番地
森町教育委員会 学校教育課

- (5) 提出方法 上記提出先に持参とし、その他の方法による提出は受け付けません。
（午前9時～午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

9 資格審査（企画提案書の提出者の選定）

参加表明時に提出した書類を基に「4 応募資格」を満たしているかを審査するものとします。応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とし、応募資格がない事業者については文書で通知します。ただし、応募資格確認後から委託事業者が決定するまでに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

10 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類

ア 提案書（様式第4号～様式第11号）

イ 見積書（様式第12号）

- (2) 提出部数 正1部・副8部

- (3) 提出場所 静岡県周智郡森町森1485番地
森町教育委員会 学校教育課

- (4) 提出期限 令和7年11月13日（木）午後5時まで

- (5) 提出方法 上記提出先に持参とし、その他の方法による提出は受け付けません。
（午前9時～午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

- (6) 注意事項

ア 原則としてA4判、縦型、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけるとともに、フラットファイルに編冊すること。ただし、会社の沿革及び組織についてはPR用のパンフレットでも可とします。

イ 正本は、会社名入りとし、押印したものとします。

- ウ 各様式において、枚数制限の範囲内で、評価項目について記載してください。
- エ 押印する印鑑は、実印（法務局が証明する代表者の印鑑）とします。
- オ 提出後の内容の変更及び追加、再提出、補正は認めません。
- カ 提出された書類は返却いたしません。
- キ 提案に関しては、次に掲げる事項に留意してください。
 - ・ 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規及び学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）その他関連要領等を遵守すること。

11 応募に関する留意事項

- (1) 応募事業者は、提案書の提出をもって募集要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計算法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。
- (4) 応募事業者から募集要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書類等の著作権は、森町に帰属するものとします。
- (5) 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由にかかわらず返却いたしません。
- (6) 森町が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の範囲内であっても、森町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁じます。
- (7) 提案書類提出日から委託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とします。
 - ア 応募事業者が不渡手形または不渡小切手を出した場合
 - イ 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
 - ウ 同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合
 - カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - キ 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 森町が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- (9) 本募集要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。
- (10) 選考結果についての不服及び意義申し立ては認めません。

12 参加辞退届

参加表明書提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第13号）を提出してください。

13 提案審査及びヒアリング

宮園小学校・森中学校給食調理場調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、別途定める「審査基準」に基づき審査・採点し、総合評価で順位づけを行います。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合は、この限りではありません。

- （1）日 時 令和7年11月20日（木）
- （2）場 所 静岡県周智郡森町森2101番地の1
森町町民生活センター2階 集会室
- （3）時 間 プレゼンテーションとヒアリング含めて30分程度
（説明20分、質問10分）とします。
- （4）出席者 3名以内
- （5）説 明 事業者の説明は提案書により行うこととし、パソコン、プロジェクター、スクリーンの使用も認めます。（追加資料は認めない。）
パソコンは各自準備し、プロジェクター、スクリーンは森町で準備します。
*詳細は別途通知します。

14 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者全員に通知し、最終審査結果については森町ホームページに公表します。なお、審査結果についての異議申し立ては認めません。

15 優先交渉権者の決定

森町は、審査委員会の審査結果を踏まえて、合計評価点が最も高い応募事業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

16 委託金額の決定

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により町と随意契約を行います。

17 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集

を行う場合があります。

18 その他

(1) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合またはその懸念が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

ア 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行またはその懸念が生じた場合は、町は事業者に対し修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができます。事業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

イ 町の債務不履行の場合

(ア) 町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、事業者は契約を解除できることとします。

(イ) 前号において、事業者が契約を解除した場合、事業者は町に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力または事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、町及び事業者双方により業務継続の可否について協議することとします。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、町または事業者は契約を解除できます。

(2) 消費税の取り扱い

法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降は変動後の税率により計算するものとします。

19 問い合わせ先

森町教育委員会 学校教育課

住 所 静岡県周智郡森町森 1485 番地

電 話 0538-85-1112 F A X 0538-85-1116

E-mail kyo_gakkou@town.shizuoka-mori.lg.jp